



全ト協発第171号(環・適)

平成30年6月28日

各都道府県トラック協会会長 殿

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己



自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、国土交通省自動車局整備課長より通達が発出されました。

今回の改正は、昨年10月岡山県の中国自動車道でのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、車両総重量8トン以上のトラックにスペアタイヤ等に関するものを定期点検の3ヶ月毎の点検項目に追加するとともに、整備管理者の研修について、地方運輸局長からの通知を廃止し、整備管理者に定期的(2年に1度)に研修を受講させることとするなど、関係省令及び告示について所要の改正が行われました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、国土交通省通達の別添1及び別添2のほか、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、傘下会員事業者への周知徹底をお願い申し上げます。

【貨物自動車運送事業者に関する改正された省令及び告示】

- ・自動車点検基準
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則
- ・自動車の点検及び整備に関する手引き

【公布・施行日】

公布日：平成30年 6月27日

施行日：平成30年10月 1日

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話03-3354-1045 FAX03-3354-1019



国自整第73号
平成30年6月27日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



自動車点検基準等の一部を改正する省令等の公布について

昨年10月、道路上に落下していたスペアタイヤに起因する死亡事故が発生したことを受け、自動車点検基準等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第51号）及び自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第781号）が別添1及び別添2のとおり公布され、スペアタイヤに関することを定期点検において点検することを義務づけるほか、所要の改正措置が講じられたところであり、新たな制度への移行については、本年10月1日をもって実施することとしています。

つきましては、貴会におかれましては、別添1及び別添2のほか、別添3のとおりまとめた本改正における主な改正内容について、傘下会員に対して周知徹底されるようお願いいたします。